

共生社会の実現のために今、何ができるのか？
～地域支援の最前線～
葛飾区における教育的支援ネットワークの構築と
その実践

葛飾区教育委員会指導室 総合教育センター
葛飾区学校教育支援担当係長 星 茂行
(臨床発達心理士スーパーバイザー・社会福祉士)

「第7回フォーラム」in JMER 平成29年8月5日(土)

1 地域的支援ネットワークの構築

▶ キーワード

- ▶ 障害のあるなしにかかわらず、すべての支援を必要とする、幼児・児童・生徒への支援を行う
- ▶ 幼・小・中・高と切れ目のない支援をめざす
- ▶ ワンストップの相談・支援を構築する

2 総合教育センターの経過 (平成26年以前)
特別支援組織統合の背景

- (1) 特別支援学級(知的固定)(情緒過級)在籍者、並びに設置校の増大
- (2) 発達支援にかかる児童、また特別支援を必要とする児童数の増加
..通常の学級に在籍する児童・生徒も、個別指導にかかる学校への援助が求められていた
- (3) 保護者の発達の不安感への支援が高まっていた(相談数、支援会議の増)
- (4) 学務課の在籍児童への支援(介助員)、入退所判定等の専門的な判定が指導室(特別支援担当係)に含まれていた。東京都モデル事業(早期教育連携事業など)も就学相談係との連携が不可欠。
- (5) SSW(スクールソーシャルワーカー)、SC(スクールカウンセラー)との連携が必要な児童・生徒が増えていた。(多問題ケース)

3 総合教育センターの経過 (平成26年当時)

総合教育センターと本庁内の教育委員会事務局で所管する業務を分け、それぞれ機能を最大限発揮できる組織体制を整えてきた

特別支援教育担当係
就学相談担当係
総合教育センター管理係を
一つの組織に統合

- ～総合教育センターのあり方を検討する上で必要な視点～
- ① 総合教育センターの利用者(保護者・児童・教職員)からの視点
 - ② 総合教育センターで執務する職員等からの視点
 - ③ 本庁舎で執務する職員等からの視点
 - ④ 法令、制度への対応

制度や法令等との関係は？

～求められているもの～

- 地域の施設としての役割(安全管理、防災など)・施設の老朽化
- インクルーシブ教育システムの構築、不登校・いじめ、健全育成、日本語支援などへの取り組み
- 都の計画や区の計画と事業展開についての検討・検証
- 相談のワンストップ化、休日開設など
- センター内の情報共有・学校教育支援(センター内)システムの構築

- ▶ 「総合教育センター」を有効に活用するために
- ▶ → 既存事業と新規事業の再構築
- ▶ 組織の最適化
- ▶ 建物の維持管理体制の見直し

指導室と教育センターの役割分担 (28年度以降)

▶ 指導室

葛飾の教育全体の向上に関する取組

- 計画立案
- 人事管理
- 教員の指導力向上(学力・研修等)



▶ 総合教育センター

区民(保護者・児童本人)、教員への個別具体的な課題への支援の取組

- 就学相談、教育相談等の相談業務
- 学校、家庭訪問等による直接支援
- 関係機関等との連携



各係の役割と課題
管理係

(1)施設の維持管理

総合教育センター機能だけでなく、学校施設であるため、校舎・校庭・周辺外構部分を含む維持管理が必要である。

- ・地域開放等の貸出施設、防災拠点としての整備、維持管理
- ・利用児童生徒や保護者の面談室、セラピー室(プレイルーム)、適応指導教室、日本語ステップアップ教室の設置
- ・教職員研修用施設としての整備・維持管理
- ・センター職員執務室の整備

課題： 施設の適切な維持管理

→維持管理項目の整理(職員が保守する、外部委託)

→老朽化対応(優先順位づけ、予算要求、施設改修等)

→利用者・勤務者の安全に対する配慮、近隣への配慮等

総合受付窓口

教育相談、就学相談、学校からの問い合わせなど、様々な問い合わせの連絡があるが、本庁舎と異なり、明確な目的意識を持って電話をかけてくる事例が多い。

学校教育支援担当係では、各種の相談の一時受付及び、主にセンターで完結する相談業務を担当し、情報の管理や支援者への引き継ぎを含めた調整等を行う。

相談対象者管理のための学校教育支援システム導入

学校教育支援担当係

区立幼稚園、小中学校に在籍する幼児・児童・生徒や学校から、在籍園や在籍校における生活・学習上の困難に対して、助言・支援・指導を行う。受付した案件を引き継ぎ、専門的な見地からの所見出し、判定。最適な支援者の派遣、支援後のフォローアップを行う。

総合相談窓口からの支援依頼引き継ぎ(四つの班に分担)

指導主事 学習、生活指導に関する相談 教育に関する制度等に関する相談。健全育成等

専門性の維持・向上、他機関・指導主事との連携をすすめる

適応指導教室

学校への不適応のため不登校となっている児童・生徒が、学校復帰できるように指導を行う。

総合教育センターを拠点として早期復帰に向けた指導を行うとともに、学校との連携を図り、不登校の児童・生徒が集団活動に参加できる機会を増やしていく。

総合教育センター「ふれあいスクール明石」

適応指導教室を利用するためのアセスメントや学校との連携体制の確立、不登校プロジェクトの実施、支援計画の作成をすすめる

個別支援の場としての今後のあり方

- ▶ 海外から転入してくる児童・生徒への支援・日本語ステップアップ教室の設置整備
- ▶ 指導室とともに、本人の語学力等を評価し、地域指定校における学校生活を円滑に進められるような取組に対する研究。
- ▶ 電算化及び、相談事例を活用できるような仕組み作り・学校教育支援システムの運用、保管されている教育資料の有効活用、地域に情報発信するための仕組み作り

ネットワークの構築のポイント

- ▶ アウトリーチ型の支援体制
- ▶ ・・実態は常に変化している
- ▶ 国や都の制度の補完を区の制度で
- ▶ ・・支援もスペクトラム状態にしておく
- ▶ 理解啓発の視点
- ▶ ・・障害者差別解消法などの考え方を少しずつ広げる
- ▶ メゾシステムとしての支援体制を作る
- ▶ ・・組織的・チームワークを活用、だれがやっても同じ支援

まとめ

▶ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

不当な差別的取り扱いの禁止

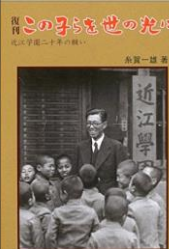
合理的配慮

環境の整備

改めて福祉の思想を考える

～やまゆり園の事件から何を学ぶか

この子らを世の光に 糸賀一雄 著 NHK出版



この子らを世の光に

「この子らを世の光に」と「この子らに世の光を」の違いについては、「を」と「に」が逆になれば、この子どもたちは哀れみを受けなければならない存在という意味になってしまいます。しかしこの子らは、みずみずしい生命にあふれ、世の人々にその生命のみずみずしさを気づかせてくれるすばらしい人格そのものです。

この子らこそかけがえない「世の光」であり、「世の光」たらしめるべく、私たちは努力しなければなりません。糸賀一雄氏は「この子らを世の光に」の言葉とともに、大きな福祉の思想を私たちに託されました。そして現在もなおこの言葉は、響きを放ちながら生き続けています。